

立駐工発 第325号

令和4年3月28日

会員各位

公益社団法人 立体駐車場工業会

会長 中野 恒介



機械式駐車設備の安全確保に向けた推進について（要請）

拝啓 会員各位におかれましては、ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当会の事業運営につきまして、格段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、機械式駐車設備で発生した事故を受けて、令和3年2月内閣府消費者庁消費者安全調査委員会より国土交通大臣に対して、消費者安全法第33条に基づく意見書が発出され、国土交通省ではその対応に向けて、当会に対する協力要請として令和3年3月12日『国都街第127号「機械式駐車設備の適切な維持管理に向けた対策の検討について（要請）」』を発出しております。

当会におきましては、国土交通省からの要請に対応するため専門委員会で検討を重ね、検討結果について令和4年3月16日付で『「機械式駐車設備の適切な維持管理に向けた対策の検討について（要請）」に対する報告』を国土交通省に提出しました。

当会より国土交通省に報告いたしました内容は、今後の機械式駐車場の安全確保に向けて必要不可欠な内容であり、会員各位におかれましては下記事項の内容につきまして、周知とその対応を徹底して頂きますよう宜しくお願い致します。

敬具

記

1. ワイヤロープの強度及び安定性に関する基準の見直しについて

ワイヤロープの強度及び安定性に関しましては、定常的に引張力が発生する場合の基準として、2023年のJIS規格の改定及び認証基準の変更に合わせてこの基準を改正致します。なお、当会が定める認証基準におけるワイヤロープの安全率については、疲労損傷要素を考慮した数値として安全率7以上を設定しておりますので、安全率の変更は致しません。

認証基準の変更までの暫定対策として、設備の動作により定常的に引張力が発生する場合にはその旨を図面に記載して申請するルールを新たに

設け、2022年4月以降に設計する装置から適用致します。つきましては、このケースに該当する場合には新たなルールで申請されますようお願い致します。

なお、本ルールの詳細は4月1日の運用開始に合わせ当会ホームページにアップ致します。

2. 定期交換を推奨する機器等の適切な交換周期と、交換が行われない場合のリスクについて所有者・管理者に伝達するための取組について。

本項は、保守・点検における保全、部品交換工事の推進に向けた取組みです。保守点検事業者が提案する交換工事の妥当性を所有者、管理者に理解、納得して頂くために、次の対応をお願い致します。

- ・当会にて、重要部品の標準的な交換周期（部品の寿命）と交換の先延ばしによる「危険性」について整理しました。また、所有者・管理者が容易に理解できるように「機械式駐車装置部品交換提案書」の報告様式案（テンプレート）、リーフレット等の説明ツールを整備し、順次当会のホームページで公表致しますのでご活用願います。
- ・機械式駐車装置の安全な利用が一層促進され、利用者を始めとして所有者・管理者へ幅広く理解がなされるよう、取扱説明書に標準的な交換周期（部品の寿命）と交換が行われない場合の「危険性」についての記載をお願い致します。なお、標準的な取扱説明書を活用し在庫があるため改定版の作成が当面行われない場合には、取扱説明書の補足資料として作成し、取扱説明書に添付して提出するようお願い致します。
- ・特にゲートが装着されていない二段・多段式駐車装置につきましては、平成26年7月22日付立駐工発第61号の会長通達に基づき、安全対策を鋭意進めておられると存じます。これに加え、令和4年1月より実施の「入替二段・多段式駐車装置設置規定」に基づく二段・多段式駐車装置の入替を含め、今後共、安全性向上の対策を積極的に推進して頂きますようお願い致します。

3. 「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」の解説等において、より具体的な点検項目や判断基準の記載と保守点検事業者の選定にあたって必要な内容の記載について

当会にて発行した「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針の解説」において、より具体的な点検項目を記載するとともに、点検項目毎に交換に向けた判断基準をより詳細に定め、部品交換等の適切性が判りやすく判断できるようにしました。会員各位におかれましては、所有者・管理者へ保守点検報告および保全や部品交換提案を行う際には、「機械式駐車

設備の適切な維持管理に関する指針の解説」を積極的に活用願います。

4. 機器等の劣化状況と交換の必要性を所有者・管理者にわかりやすく示すことができるツールの整備

当会にて、保守・点検の結果、交換が必要な機器等を保守点検報告書にて報告する際のツールとして「重要部品の交換周期（部品の寿命）」「交換の必要性」「交換が行われない場合の危険性」等を解り易く記載した報告様式案（テンプレート）、リーフレットを作成しました。順次当会のホームページに掲載致しますので、幅広いご活用をお願い致します。

5. 機械式駐車装置の長期保全計画（機器等の耐用年数を含む）提出の推進と、当該設備の所有者・管理者等からの問い合わせに対する適切な情報提供について

会員各位より設置者（ゼネコンなどの発注者含む）に対し「長期保全計画」を提出していること及び所有者等からの問い合わせに対する適切な情報提供が行われていることを確認させていただきましたので、今後もこれらの取組みを推進して頂きますようお願い致します。

また、設置者への設計耐用年数及び保全計画の説明、提出に合わせて、設置者から所有者等へ設計耐用年数及び保全計画の説明を行うよう、設置者に対して依頼して頂きますようお願い致します。

以上

【添付資料】 令和4年3月16日付 立駐工発第322号 「機械式駐車設備の適切な維持管理に向けた対策の検討について（要請）」に対する報告